

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

家屋を取り壊したら

登記あり家屋

法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋

役場税務課で取り壊し届を提出してください。

原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所
小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc

c以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

家屋調査にご協力を

令和4年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和5年度から固定資産税の課税対象となるため、対象の方に家屋調査の依頼文書を順次発送しています。

これは、建物（居宅・車庫・物置等）の構造や使用されている資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査は、家の中に入らせていただき、建築確認や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきます。ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

☎95-11113



コスモス眼科が「NPO法人 愛知県視覚障害者援護促進協議会」事務局に

愛知県視覚障害者援護促進協議会は、1981年に、主に病气やけが、事故等で視覚障がいになられた方が家などに閉じこもることのないよう、歩行訓練や日常生活のリハビリ支援を通じ、明るく社会復帰、家庭復帰をされることを支援することを目的に設立されたボランティア団体です。また、失明予防のための原因疾患の調査および啓発活動もおこなっています。

今年6月から、町内医療機関のコスモス眼科 川部幹子院長が、NPO法人愛知県視覚障害者援護促進協議会の事務局となりました。

大口町でも視覚障がいの者の歩行訓練の補助をおこなっていますが、これを機会に愛知県視覚障害者援護促進協議会と連携し、視覚障がいの者の生活の充実支援と予防啓発の取り組みをより一層進めていきます。

歩行訓練の詳しいお問い合わせは、福祉こども課（☎94-1222）へお問い合わせください。



▲コスモス眼科 川部院長が報告のため来庁